

○国立大学法人筑波大学職員表彰規程

〔平成26年3月27日〕  
〔法人規程第20号〕  
改正 平成27年法人規程第29号  
平成28年法人規程第26号

国立大学法人筑波大学職員表彰規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第94条第2号及び第3号、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第93条第2号及び第3号、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第90条第2号及び第3号、国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第10号。以下「本部等非常勤職員就業規則」という。）第57条、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第15号。以下「附属病院職非常勤職員就業規則」という。）第60条並びに国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号。以下「附属学校非常勤職員就業規則」という。）第60条の規定に基づき、職員の志気の高揚を図る観点から、国立大学法人筑波大学内外から極めて優れた評価を受けたグループ又は個人を学長が表彰する職員表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 職員表彰の対象者は、原則として本部等職員就業規則第1条、附属病院職員就業規則第1条及び附属学校職員就業規則第1条に規定する職員のうち本部等職員就業規則第8条及び附属病院職員就業規則第4条に規定する大学教員を除く職員及び本部等非常勤職員就業規則第1条第1項（別表（第1条関係）の「教育系職員」を除く。）、附属病院非常勤職員就業規則第1条第1項及び附属学校非常勤職員就業規則第1条第1項に規定する非常勤職員（以下この条及び第5条第1項において「表彰対象職員」という。）とし、グループに限り、表彰対象職員に加え、大学教員を含めて構成することができる。

(表彰事由)

第3条 職員表彰は、次の各号の区分に分類する。

- (1) 業務運営
- (2) 医療業務
- (3) 学校教育業務
- (4) 特別表彰

- 2 前項第1号の区分における被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 業務の質の向上又は効率化・迅速化を図り特に顕著な成果を上げたもの
  - (2) 教育・研究の技術支援の改善、技術職員の指導養成その他教育・研究の技術支援に関する取組において特に顕著な成果を上げたもの
  - (3) 経費の節減又は収入の増加を図り特に顕著な成果を上げたもの
  - (4) 児童・生徒・学生、患者又は職員に対するサービスにおいて特に顕著な成果を上げたもの
  - (5) 地域若しくは社会に対し又は国際的に貢献し特に顕著な成果を上げたもの
  - (6) その他前各号に定める功績又は功労と同等以上で特に表彰に値すると認められるもの
- 3 第1項第2号の区分における被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 看護技術等医療技術の改善、医療職員の指導養成その他医療に関する取組において特に顕著な成果を上げたもの
  - (2) 病院の業務運営において特に顕著な成果を上げたもの
  - (3) 患者に対するサービスにおいて特に顕著な成果を上げたもの
  - (4) 地域若しくは社会に対し又は国際的な医療活動に貢献し特に顕著な成果を上げたもの
  - (5) 同一職種の業務に長年にわたり熱心に従事しその功労が顕著であり、他の職員の模範となっているもの
  - (6) その他前各号に定める功績又は功労と同等以上で特に表彰に値すると認められるもの
- 4 第1項第3号の区分における被表彰者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 学習指導において特に顕著な成果を上げたもの
  - (2) 児童・生徒指導、進路指導等において特に顕著な成果を上げたもの
  - (3) 学校体育、学校保健及び学校給食において特に顕著な成果を上げたもの
  - (4) 部活動等において特に顕著な成果を上げたもの
  - (5) 特別支援教育において特に顕著な成果を上げたもの
  - (6) 地域の学校等との協力・連携において特に顕著な成果を上げたもの
  - (7) その他前各号に定める功績又は功労と同等以上で特に表彰に値すると認められるもの
- 5 第1項第4号の区分における被表彰者は、職務外の功績で第2項から前項までに定めるものとの均衡を考慮して、学長が特別に表彰する必要があると認めたものとする。

(表彰対象期間)

第4条 職員表彰の対象期間は、原則として前年10月から9月までとする。

(推薦者)

第5条 副学長及び管理・監督の地位にある者（組織上上位の職位者がいる場合は上位の職位者）は、グループ又は表彰対象職員（以下「候補者」という。）が第3条第2項から第5項に該当し、かつ、勤務成績が良好な者であると認められる場合には、毎年9月末

日までに別記様式1の被表彰候補者推薦書により学長に推薦するものとする。ただし、第3条第5項に該当する場合は、随時推薦することができるものとする。

2 原則として推薦者ひとりにつき推薦は1件とする。

(表彰者選考委員会への付議)

第6条 前条の規定に基づき推薦があった場合には、学長は次条に規定する表彰者選考委員会(以下「委員会」という。)に審査を付議し、委員会は別に定める職員表彰選考審査基準に基づき審査する。

2 委員会は、前項の選考結果を学長に報告する。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第5項に規定する特別表彰を行う場合は、委員会の審査を省略することができる。

(表彰者選考委員会)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 総務・人事を担当する副学長

(2) 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号。以下「基本規則」という。)第36条第1項に規定する部長

(3) 基本規則第36条の3第1項に規定する部長

(4) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 委員会に委員長を置き、総務・人事を担当する副学長をもって充てる。

3 委員の任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

4 委員が推薦者又は候補者であるなど関係している者と判断される場合は、当該候補者の審査には加わらないものとする。

5 委員会は、審査に当たって、候補者に審査上必要な書類の提出及びプレゼンテーションを求めることができる。

(表彰者の決定)

第8条 学長は、委員会の報告に基づき、役員会の議を経て被表彰者を決定する。

2 学長は、被表彰者の貢献内容及び活動内容について学内に公表する。

(表彰の時期等)

第9条 表彰の時期は原則として毎年12月とし、学長が別記様式2の表彰状を授与することにより行う。ただし、表彰事由によっては適時に行うことができる。

2 前項の表彰状に併せて、必要に応じて記念品等を支給することができるものとする。

(事務)

第10条 職員表彰に関する事務は、総務部人事課が行う。

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、職員表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規程29号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.24法人規程26号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 被表彰候補者推薦書

平成 年 月 日

受付番号	(※職員課で記載)
表彰区分	<input type="checkbox"/> 業務運営 <input type="checkbox"/> 医療業務 <input type="checkbox"/> 学校教育業務 <input type="checkbox"/> 特別表彰
推薦事由名	
推薦事由の概要	(※50字以内で簡潔に記載してください。詳細は下欄の「推薦内容」に記載すること。)
被表彰候補者 氏名(職名) 又はグループ名	(※原則として大学教員を除く職員(常勤・非常勤は問わない。)が対象となりますが、グループにおいては職員に加えて大学教員を含め構成することができます。) (※グループの場合は、グループ名を記入し、併せてグループ構成員全員の氏名を記入し、リーダーには◎を付してください。)
所 属	
推薦者	職名： 氏名：
※推薦についての直接の事務担当者 所属(職名)： 氏名： (内線： )	
推薦内容(以下の①～⑤の項目毎に記載してください)	
①業務の現状と問題点又は該当する表彰事由の背景・経緯等	
②具体的な取組内容(手段・方法・工夫等を具体的に記入)	
③得られた成果・効果(成果物がある、成果が見える資料がある、学内外から評価された等、結果がわかる事項等を具体的に記入)	
④学内外への波及効果(社会への貢献や他部署での導入の可能性、職員の模範となる等、具体的に記入)	

# 表 彰 状

平成〇〇年度 職員表彰【表彰区分】

〇〇〇〇グループ

〇〇〇〇 殿 〇〇〇〇 殿 〇〇〇〇 殿

貴グループは〇〇〇〇において 〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に多大な貢献を  
されました

その功績はきわめて顕著であり職員の模範  
となるものであります

ここにその功をたたえ表彰します

平成 〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人筑波大学長

〇〇〇〇 印